

1976年2月25日第3種郵便物許可（毎週4回月/火/木/金曜 発行）

2023年9月7日発行 SSKO 通巻第11451号

えすえすけーおーようきゅうしゃくみあいつうしん

SSKO要求者組合通信

どんなに^{じゅうど}重度のしょうがいしゃも^{ちいき}地域で^あ当たり^{まえ}前に・・・そのために^{かいごほしょう}介護保障を！

く み あ い

がつごう 9月号	ぜんこくこうてきかいごほしょうようきゅうしゃくみあい 全国公的介護保障要求者組合 じむきよく 事務局 〒186-0003 とうきょうとくにたちしふじみだい 東京都国立市富士見台1-41-15マンション辰巳1階 ほむぺーじ ホームページ http://www.youkyuusya-kumiai.com/
はんかえん 頒価200円	

こうろうしょう もんかしょう がつこうしょうけつてい
厚労省 & 文科省 9月交渉決定！



がつこうしょう
7月交渉

にんけつしゅう
70人結集

1976年2月25日第3種郵便物許可（毎週4回月/火/木/金曜 発行）

2023年9月7日発行 SSKO 通巻第11451号

ことし がつ そうかい こうろうしょうこうしょう おこな
今年も、9月に総会と厚労省交渉を行います。

ぜんこくこうてきかい ご ほ しょうようきゅうしゃくみあい
全国公的介護保障要求者組合

だい かい そうかい あんない
第30回総会の案内

にちじ ねん がつ にち にち ごご じ
日時：2023年9月24日（日）午後2時～

ばしょ ようきゅうしゃくみあいじむしょ おんらいんかいさい
場所：要求者組合事務所・オンライン開催

しきしだい
式次第

1. 2022年度の活動報告（案）
2. 2022年度の会計報告（案）
3. 2023年度活動方針（案）
4. 2023年度予算（案）
5. 役員改選（案）

※総会の出欠を、同封の返信用紙をファックス（042-339-5693）または
メール（kumiai.2daime.k@gmail.com）でご連絡ください。

※欠席される方は、委任状をお送りください。

※オンラインで、参加される方は事前にご連絡ください。

【ZoomのIDをお送りいたします。】

※ご不明な点は、事務所の電話でお問い合わせ下さい。

※総会終了後、午後3時から、交渉の打ち合わせを行います。

交渉で発言を希望される方は、打ち合わせにご参加ください。

ぜんこくこうてきかい ご ほ しょうようきゅうしゃくみあい

全国公的介護保障要求者組合

こうろうしょう

もんかしょうこうしょう

あんない

厚労省・文科省交渉のご案内

がつ にち げつ ご ご じ
9月25日（月）午後1時～

こうろうしょうこうしょう
厚労省交渉

じ しょうがいふくしか
1時～ 障害福祉課

じ せいかつ ほ ご か
3時～ 生活保護課

さんぎいんかいかん かいぎしつ
@参議院会館B104会議室

がつ にち か ご ご じ
9月26日（火）午後2時～

もんかしょうこうしょう
文科省交渉

さんぎいんかいかん かいぎしつ
@参議院会館B107会議室

かいじょう おんらいんさんか じっし
※会場とオンライン参加で実施します。

●ひとでぶそく かいごほけんゆうせんげんそく にゅういんじ かいごつきそ きよひ
人手不足、介護保険優先原則、入院時介護付添い拒否、

ぶっかこうとう にゅういんじ たにんかいごかさうちき
物価高騰、入院時の他人介護加算打切り・・・

じゅうど いのち じりつせいかつ おびや
重度しょうがいしゃの命と自立生活が脅かされています。

ちいき く じゅうど こえ けっしゅう たたか
地域で暮らす重度しょうがいしゃの声を結集し、ともに闘おう

●いんくるーし ぶきょういく じつげん いんくるーし ぶしゃかい つく かぎ
インクルーシブ教育の実現は、インクルーシブ社会を作るカギ

もんかしょうこうしょう きょういく じつげん ちから あ
文科省交渉で、わけない教育の実現に向け、力を合わせまし

よう

※おんらいんさんかきぼう かた めーる ふあっくす じぜん もう こ
※オンライン参加希望の方は、メールまたはファックスで事前にお申し込

みください。【ZoomのIDをお送りします】

※ご不明な点は、事務所の電話にお問い合わせ下さい。

ようぼうしよ 要望書

こうせいろうどうだいじん
厚生労働大臣

かとう かつのぶ どの
加藤 勝信 殿

ねん がつ にち
2023年9月25日

ぜんこくこうてき かいごほししょうようきゅうしやくみあい
全国公的介護保障要求者組合

いいんちよう みつゐ きぬこ
委員長 三井 絹子

ひごろ しょうがいふくし すいしん じんりよく
日頃より障害福祉の推進にご尽力いただき、ありがとうございます。

わたし じゅうど しせつ ちいき じりつ せいかつ
私たちは、重度しょうがいがあっても、施設ではなく地域で自立して生活することを
のぞ ねん かいごほししょううんどう おこな だつしせつか みちすじ つね せんどう
望み、50年にわたり介護保障運動を行ってきました。脱施設化の道筋を常に先導
し、あたりまえに地域で暮らせる介護保障を求めて、長年厚労省と話し合いを
つづ
続けてきました。

げんざい しょうがいしゃけんりじょうやく じりつ せいかつ いとな けんり かが ささ
現在、障害者権利条約にも自立した生活を営む権利が掲げられ、それを支える
くに しえん ぎむづ かいご じょうきょう きび ことし がつ はな
国の支援が義務付けられていますが、介護をとりまく状況は厳しく、今年7月にお話
しいたさい かいけつ おお けんとうかだい のこ
した際にも解決していない多くの検討課題が残りました。

じょうきょう だかい ちいき じりつせいかつ こわ いのち おびや
この状況を打開しなければ、地域での自立生活が壊され、命が脅かされてしま
か き とお じつたい かいぜん そうきゅう ねが
います。下記の通り、実態をふまえた改善を早急にお願いします。

き 記

①【65歳問題】

さいもんだい
がつ にち しょうがいほけんふくしぶきかくか どうしょうがいふくしか れんめい じむれんらく だ
さる6月30日、障害保健福祉部企画課、同障害福祉課、連名で事務連絡が出
されました。

じむれんらく とお しょうがいふくしサービす りょう みると あ ふてきせつ
1. 事務連絡にある通り、障害福祉サービスの利用を認めるに当たって、不適切な
ようけん さだ じちたい かくじちたい じゅうどほうもんかいごしきゅうけつていき
要件を定めている自治体があります。各自治体の重度訪問介護支給決定基
じゆんようこう ちえつく じちたいみずか ぜせい かしよ ぜせい じよげん
準要綱をチェックし、自治体自らは是正すべき箇所を是正するよう助言してくだ
さい。

2. 「具体的な運用例」の二例目に、介護保険と障害福祉との位置づけの違いが
あらためて記されています。そうです、この二つは異質のものなのです。
である以上、介護保険の訪問介護を利用せずに障害福祉一本で暮らしていくこ
とを、もういい加減に認めてください。

3. しょうがいしゃが65歳になっても、国庫負担基準を下げないようにしてください。

【資料 65歳問題通知】

事務連絡令和5年6月30日

都道府県各指定都市障害保健福祉主管部（局）御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課 障害福祉課

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援
給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」

記

1. 介護給付費等と介護保険制度との適用関係について

(1) 障害福祉サービスに相当する介護保険サービスの特定について

(略)

その際、障害福祉サービスの利用を認める要件として、一定の要介護度や
障害支援区分以上であること、特定の障害があることなどの画一的な基準
(例えば、要介護5以上でかつ障害支援区分4以上、上肢・下肢の機能の全廃、
一月に利用する介護保険サービスの単位数に占める訪問介護の単位数が
一定以上等)のみに基づき判断することは適切ではなく、障害福祉サービス
を利用する障害者について、介護保険サービスへの移行を検討する際には、
個々の障害者の障害特性を考慮し、必要な支援が受けられるかどうかとい
う観点についても検討した上で、支給決定を行うこと。

（抜粋）

【具体的な運用例】

- ・ 居宅介護や重度訪問介護を利用する障害者について、個々の障害者の障害特性を考慮し、介護保険の訪問介護の支給限度額では必要な支給量が不足する場合に、当該不足分について居宅介護又は重度訪問介護の利用を認める。
- ・ 居宅介護や重度訪問介護を利用する障害者について、個々の障害者の障害特性を考慮し、介護保険の訪問介護の支給対象とならない支援内容や時間（例えば、家事援助として認められる範囲の違いや、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守りなど）が必要と認められる場合に、介護保険の訪問介護の支給とは別に居宅介護又は重度訪問介護の利用を認める。

②【重度訪問介護の運用】

重度訪問介護と介護保険を混同して捉えている事業所が多く、重度訪問介護では当然認められている事をやってはいけない事などと伝え、利用者の生活に実質的な制限を設けさせられる結果となってしまう、しょうがいしゃの生活が脅かされています。厚労省の皆さんは、地域で生きたいと願う当事者の闘いを真摯に学び、生活が継続できる重度訪問介護の制度のあり方を再度検討し曲がった運用にならぬ様、しょうがいしゃの利便性を第一に考えた生活しやすい重度訪問介護の制度を成り立ちから含めてきちんと学んで下さい。

1. 「重度訪問介護の内容は一人一人の障害や個々の状況に応じて対応するものであり、介護保険のような一律の制限をしてはならない」ということが周知不十分です。誤った運用が続いている件について、持ち帰り検討するのとこのとでした、その結果を教えてください。
2. 改めて文書で、自治体や事業所への周知を徹底してください。

③【^{しんこく ひとでぶそく}深刻な人手不足】

^{もんだい}コロナ問題から^{ねん}3年、そしてヘルパー不足が語られてから^{すうねんいじょう}数年以上が経ちました。

^{なんど}何度となくこの件につき^{しょうがいふくしか}障害福祉課と^{はなしあ}話し合いを行ない、^{おこ}処遇改善を行っていると

^{こた}お答えですが、^{しょうがいぜん}処遇改善がどのくらいヘルパー不足を^{かいしょう}解消できたのか、^{はあく}把握してお

^らられるのでしょうか。ヘルパー不足は、^{じゅうどしょうがいしゃ}重度障害者が^{ちいき}地域で^い生きていく上で、^{うえ}コロナ

^{もんだい}問題も^{かさ}重なりますます^{しんこくか}深刻化し、^{せいかつ}生活が^{おびや}脅かされています。

^{へるばー}ヘルパーがいなければ、^{しょくじ}食事をする^とことも^{といれ}トイレに行く^いことも^{すいぶん}水分をとる^{こと}こともままな

^らないのです。^{ことし}今年の^{なつ}夏は^{いま}今までにない^{あつ}暑さで^{れいぼう}冷房が^{ひつよう}必要です。でもヘルパーがい

^{なければ}なければ、^{れいぼう}冷房の^{かぜ}風にも^{あた}あたれないのです。このような^{つづ}ことが^し続いたら、^{いた}死に至ること

^もも絶対^{ぜったい}にあります。^{しょうがいふくしか}障害福祉課はこの^{げんじつ}ような^う現実を^とどのように^と受け止めておられるの

^ででしょうか。^{すうじゅうねんまえ}数十年前から^{かいごほしょう}介護保障を^{うった}訴え、^か勝ち取った^{かいごほしょう}介護保障が^{これ}これまでより

^て低下^{ていか}することになれば、^{にち}1日^{じかん}24時間^{かいご}介護の^{ひつよう}必要な^{わたし}私たちは、^し死に至ると^{いた}いうことを

^わわかって^{いた}いただきたい。

1. ^{しょうがいぜんかさん}処遇改善加算ではなく、^{じんざいかくほ}人材確保の^{ため}為に^{じゅうどほうもんかいご}重度訪問介護の^{たんかあつぷ}単価^{つよ}アップを強く

^{ようぼう}要望します。

^{へるばー}ヘルパーの^てなり手を^{あつ}集めるには、^{ほうほう}どのような^{へるばー}方法があるのか。ヘルパーの

^{ろうどう}労働を^{ほしょう}保障することは、^{かいごほしょう}介護保障につながる^{わす}ということ^を忘れてほしくありま

^{せん}せん。

^{じゅうどほうもんかいご}重度訪問介護の^{たんか}単価を^あ上げて^{ください}ください。報酬改定^{ほうしゅうかいてい}チーム^{ちーむ}で^{けんとうちゅう}検討中との^{こと}ことで

^{したが}したが、^{せつじつ}切実な^{もんだい}問題なので^{しょうがいふくしか}障害福祉課としての^{かんが}考えを^{さいど}再度^きお聞かせ^{ください}ください。

^いい。

^{しょうがいぜんかさん}処遇改善加算ではなく、^{じんざいかくほ}人材確保の^{ため}為に^{じゅうどほうもんかいご}重度訪問介護の^{たんかあつぷ}単価^{つよ}アップを強く

^{ようぼう}要望します。

^{りゆう}その理由は、^{しょうがいぜんかさん}処遇改善加算の^{ようけん}要件を^み満たす^{ため}為に^{ただ}ただでさえ^{たり}足りていない

^{じんざい}人材が^{げつれいけんしゅう}月例研修などの^{けんしゅう}研修を受けなければならず、^{じかん}その^{じんざい}時間に^と人材を取ら

れてしまうので処遇改善加算ではなく時給単価の引き上げが必要なのです。
ゆりょうじぎょうしょ こうろうしょう みと ため けんしゅう おこな じかん な
優良事業所と厚労省に認められたいが為に研修など行っている時間が無い
ひと けんしゅう ぜんいん うなが ふたん もんだい
人たちが研修を全員受けるよう促されそれが負担になっており問題です。そ
ためげんば かいごしゃ いほんとう こま
の為現場に介護者が行けなくてしょうがいしゃは本当に困っています。

2, ヘルパー不足を解消するために、処遇改善以外に、障害福祉課がどう
かんが ぐたいてき き かいごじんざいぶそく もんだい しょうぐ
考えているか、具体的にお聞かせください。介護人材不足の問題は処遇
かいぜんかさん かいけつてき じつたい はあく ちが そっこうせい さく こう
改善加算では解決出来ない実態を把握して、違う速効性のある策を講じてく
ださい。

3, 人手不足解消のためには心のバリアフリーが大変重要です。この視点に
ひとでぶそくかいしょう こころ ぱりあふりー たいへんじゅうよう してん
立って、障害福祉課として、文科省やこども家庭庁とも認識を共有し、
た しょうがいふくしか もんかしょう かにちょう にんしき きょうゆう
インクルーシブ教育の推進を検討するとのことでした。どのような機会に
いんくるーしぶきょういく すいしん けんとう きかい
働きかけるのでしょうか。具体的な働きかけをしてください。
はたら ぐたいてき はたら

4, コロナ禍での人手不足を踏まえ、4月の事務連絡で無資格の人での対応を
ころなか ひとでぶそく ふまえ がつ じむれんらく むしかく ひと たいおう
当面認めています。移行の時期等は、自治体の判断で柔軟に認められるよ
どうめんみと いこう じきなど じちたい ほんだん じゅうなん みと
うにして下さい。
くだ

5, 重度しょうがいしゃは障害の特性や程度、コミュニケーション方法などが皆
じゅうど しょうがい とくせい ていど こみゆにけーしょんほうほう みんな
違い、個別性が高い介護が必要なのです。より多くの人が介護にかかわれ
ちが こべつせい たか かいご ひつよう おお ひと かいご
るように資格制度の運用を検討し直して下さい。
しかくせいど うんよう けんとう なお くだ

りゆう
(理由)

いま とうじしゃ かいご にな かいごしゃ きょうりく え とうじしゃじしん
今までその当事者の介護を担ってきた介護者の協力を得て、当事者自身
じっさい げんば じつたい そく じっせんてき おし かた とうごうかてい よう
が実際の現場で実態に即した実践的な教え方をするので、統合過程の様
なに そうてい しかくけんしゅう ひつようあ
な何かを想定した資格研修は必要ありません。
こと じかん せいめい いじ ため すいぶんほきゅう はいせつかいご
そんな事をしている時間があったら生命維持の為の水分補給や排泄介護

を**じっさい**にやってもらってより**よ**い**ちいきせいかつ**地域生活を**な**成り立たせる**いちじょ**一助となつてもらえるよう**て**手を**か**貸して**ほ**欲しいのです。本当に**ほんとう**当事者は**とうじしゃ**介護者が**かいごしゃ**居らず**お**明日の**あした**生活も**せいかつ**ままならない**にちじょう**日常を**ひっし**必死に**た**耐えながら**いのち**命を**つな**繋ぎ**い**生きているのです。**じったい**実態を**はあく**把握した**うえ**上で、より**おお**多くの**ひと**人が**かいご**介護に**かか**関わられるように、**しかくせいど**資格制度の**うんよう**運用を**けんとう**検討し**な**直して**くだ**下さい。

④【**にゆういん**入院時の**かいごしゃ**介護者の**つきそい**付添について】

1、病院に対して、**びやういん**重度訪問**たい**介護の**じゅうどほうもん**付添**かいご**を**つきそい**認めるよう、**みと**効果的**こうかてき**な**しゅうちほうほう**周知方法を**けんとう**検討する**やくそく**という**けんとうけっか**お約束**おし**でした。**けんとう**検討結果を**おし**教えてください。

2、障害福祉課にも**しょうがいふくしか**再度**さいど**要望**ようぼう**します。障害福祉課として、**しょうがいふくしか**保護課**ほごか**に対し**たい**生活**せいかつ**保護手帳・別冊問答集問7-21などの**ほごてちょう**改正を**べっさつもんどうしゅうとい**強く**かいせい**求めて**つよ**ください。

ほそく
(補足)

たにん他人**かいご**介護**かさん**加算で**かいごしゃ**介護者を**い**入れ、**ひつよう**や**じかん**つとの**すく**ことで**くりあ**必要な**ひつよう**時間数を**くりあ**クリアして**い**いる**しょうがい**しょうがい**い**しゃは**すく**少なく**い**ありません。である**いじょう**以上、**べっさつもんどうしゅうとい**別冊問答集問7-21な**い**どの**きじゆつ**記述は**けつ**決して**むし**無視**きじゆつ**できない、これらの**きじゆつ**記述は、**しょうがいふくし**ひいては**しょうがいふくし**障害福祉の**ぞうしん**増進を**さまた**妨げる**ききかん**ものである、という**ききかん**危機感**も**を持って**しょうがいふくし**ください。障害福祉に**せきにん**責任**ゆう**を**ぶしよ**有する**せんとう**部署として、**た**先頭**ねば**に**づよ**立ち粘り**ほごか**強く**はたら**保護課に**はたら**働きかけてください。

入院患者の基準生活費の算定

- (1) 基準額 22680円以内
- (2) 入院患者日用品費は、次にかかげる者について算定する。

ア 病院または診療所に一箇月以上入院するもの

保護受給中のものについて、入院期間が1箇月未満であるため入院患者日用品費を算定しない場合は、一般生活費の変更（各種加算の額の変更を含む）を要しないものとする。

障害者加算

- (ウ) 保護受給中の者について、月の途中で新たに障害者加算を認定し、又はその設定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた翌月から加算に関する最低生活費の認定変更を行うこと。

ただし、保護の基準別表第1第2章の2の(5)にいう障害者加算【他人介護加算】を行うべきものについては、その事由の生じた日から日割り計算により加算の認定変更を行って差し支えないこと。

問7-21

- (問) 告別表第1第2章の2の(5)により介護人をつける場合は、居宅の場合に限られるものなのか。

(答) 設問の介護料の認定は病院その他介護設備を有する施設にあるものについては認められないものであり、居宅の場に限られるものである。

※別表第1第2章の2の(5)介護人をつけるための費用を要する場合

問7-23

- (問) いわゆる家族介護料の対象となっている障害者が入院した場合であって、世帯員が引き続き介護にあたっている場合は、この介護料を認定して差し支えないか

(答) 重度障害者が入院した場合であっても、一般の入院患者と同様、医療機関における看護によって対応すべきものであるため、この介護料は認定できない。

※第1第2章の2の(4)日常生活のすべてについて介護を必要とし、同一世帯の者が介護する場合

せいかつ ほ ご かいぜん もとめるようぼうしょ 生活保護の改善を求める要望書

こうせいろうどうだいじん
厚生労働大臣

かとう かつのぶ どの
加藤 勝信 殿

ねん がつ にち
2023年9月25日

ぜんこくこうてきかいごほししょうようきゅうしゃくみあい
全国公的介護保障要求者組合

いいんちよう みつゐ きぬこ
委員長 三井 絹子

ひごろ せいかつ ほ ごぎょうせい じんりょく
日頃より生活保護行政にご尽力いただきありがとうございます、

さて、せいかつ ほ ごじゅきゅうしゃ もともとたいへんせいかつ きび じょうきょう お
さて、生活保護受給者は元々大変生活が厳しい状況に置かれていました。

それに追いかけてぶつかこうとう いっそう せいかつこんきゅう あつか まね
それに追い打ちをかけて物価高騰がより一層の生活困窮の悪化を招き、その
せつぱくど いのち あや じたい いっごく ゆうよ じょうきょう
切迫度は命をも危ぶまれる事態で一刻の猶予もない状況です。

ちいき い じゅうど せいめい いじ かのう せいかつ
地域で生きる重度しょうがいしゃが生命を維持することが可能となる生活
ほごせいど もと にゆういんじ かいごつ そ じゅうどしょうがいしゃ
保護制度を求めています。入院時の介護付き添いも重度障害者にとって
ふかけつ いのち そうき かいぜん よう ねが
不可欠です。いずれも命がかかっていますので、早期に改善する様お願い
いた
致します。

き 記

1. ほごか ようぼう せいかつ ほ ごてちょう べっさつもんどうしゅうとい かいせい
保護課にあらためて要望します。生活保護手帳・別冊問答集問7-21などを改正
しょうがいしゃ にち こ びょういん にゆういん よくげついこう たにんかいごかさん しきゅう
し、障害者が30日を超えて病院に入院しても翌月以降の他人介護加算が支給
されるようにしてください。

ほそく
(補足)

たにんかいごかさん しきゅう いのち かか にんしき
他人介護加算が支給されないとしょうがいしゃにとって命に関わる、という認識を
しかと持ってください。合わせて、この支給は障害当事者が「居宅の場合に限られ
る」とのスタンスは時代遅れである、との認識も。別冊問答集問7-21などの改正
すたんす じだいおく にんしき べっさつもんどうしゅうとい かいせい
へ向け、今後も、私たちしょうがいしゃはもちろん障害福祉課を始めとする関係
ぶしょ きょうぎ かせ
部署との協議を重ねてください。

2. 生活保護の基準額を上げ、夏季加算の創設をしてください。

前回、冬季加算は必要だが、夏季加算の創設をしない理由として、夏季は光熱費が上がっていないというデータに基づくと参照されていた平成26年は、西日本で11年ぶりの冷夏と言われた年であり、今年のように夜もエアコンをかけるよう注意喚起され異常気象が続く現状とは全く異なります。無策のまま生活保護の人だけ我慢して命を落としてよいのか。

また物価の高騰により、節約しようにも、体温調節が難しいためにエアコンを我慢することは不可能ですし、体を動かさないので褥瘡予防や健康維持のための入浴もガス代や水道代が上がり厳しくなっています。

生活保護は、重度障害者が地域で生きるための環境が整っていない中、命に関わる最後の砦です。実態を踏まえて、基準額の引き上げおよび夏季加算を創設してください。

くみあい ほーむ ページ
組合のホームページを
りにゅーある
リニューアルしました(^▽^)/

ようぼうしょ 要望書

もんぶかがくだいじん ながおか けいこ どの
文部科学大臣 永岡 桂子 殿

ねん がつ にち
2023年9月26日

ぜんこくこうてきかいごほししょうようきゅうしゃくみあい
全国公的介護保障要求者組合

いいんちょう みつい きぬこ
委員長 三井 絹子

ひごろ きょういくぎょうせい じんりよく
日頃より、教育行政にご尽力いただきありがとうございます。

わたし ぜんこくこうてきかいごほししょうようきゅうしゃくみあい じゅうど しせつ
私たち全国公的介護保障要求者組合は、重度のしょうがいしゃが、施設ではなく
あ まえ ちいき い ねんまえ うんどう つづ
当たり前前に地域で生きていきたいと50年前から運動を続けてきたしょうがいしゃと
し えんしゃ だんたい いんくるーし ぶきょういく じつげん こと がっこう もんだい
その支援者の団体です。インクルーシブ教育を実現していく事は学校の問題だけ
だれ あ まえ く しゃかい じつげん む おお かんけい
にとどまらず、誰もが当たり前前に暮らす社会の実現に向けて大きく関係してきます。
こ しょうがい りゆう とくべつし えんがっこう がっきゅう せんたくし ひつよう
子どものころ、障害を理由に特別支援学校・学級しか選択肢がなかったり、必要
はいりよ ふつうがっこう がっきゅう い けっか うば けいけん にんげんかんけい
な配慮がなく普通学校・学級に行けなかった結果、奪われた経験や人間関係、で
ころ ばりあ へいがい ちいき じりつせいかつ つうかん いま
きてしまった心のバリア。その弊害を、地域で自立生活をしながら痛感し、今もなお
くる しょうがい どうじしゃ おも う と いんくるーし ぶきょういく じつげん
苦しんでいるしょうがい当事者の思いを受け止め、インクルーシブ教育を実現して
いただきますよう、下記の通り要望いたします。

き 記

- ふつうがっきゅう ふくすうたんニン はいち こ まな けんり ほしょう
1. 普通学級に複数担任を配置し、子どもたちの学ぶ権利を保障してください。
- ふつうがっこう じどう いっしょ いどう えれべーたー すろーぶ
2. 普通学校のすべての児童が一緒に移動できるように、エレベーターやスロープを
せっち ばりあふりーか すず さいがいじ いっしょ に
設置してバリアフリー化を進めてください。災害時であっても一緒に逃げるこ
じょうきょう そうきゅう つく
できる状況を早急に作ってください
- いんくるーし ぶ しゃかい じつげん こうこう だいがく じゅぎょう ちいき
3. インクルーシブな社会を実現するためにも、高校や大学などの授業で、地域で
せいかつ かいごたいけん と い
生活するしょうがいしゃの介護体験を取り入れてください。

がっこうしょうほうこく 7月交渉報告

組合では、7月4日に厚労省（障害福祉課）交渉、7月11日に生活保護課、引き続き文科省と交渉を行いました。山積する課題を早急に解決しなければ、地域での自立生活が崩されてしまうという危機感から、参議院会館の会場とオンラインで多くの仲間が参加しました。

障害福祉課に対しては、コロナ禍での入院時の付添拒否、65歳問題、人手不足、重度訪問介護の誤った運用などを緊急課題として訴えましたが、いずれも継続課題となりました。

各地から相談が寄せられている65歳問題。

厚労省から「6月30日に新たな通知も出し、障害福祉サービスを利用できる例が記載されている」（資料1掲載）との回答でした。

私たちの要望する「介護保険を使わないで、これまで通り障害福祉（重度訪問介護）だけでの生活を希望した場合に、きちんと認められるのか」が焦点なので、9月の交渉で確認したいと思います。

重度訪問介護の運用について、事業所や自治体が、大掃除や客へのお茶出しがダメなど介護保険と同じように、重度訪問介護の介護内容を制限したり、支給を認めなかったり、誤った運用が続いていると訴えました。

委員長が「重度訪問介護に内容の縛りはないんだよね」と迫り、厚労省も「介護保険と違うことは、主管課長会議資料に記載の通り」「重度訪問介護には、一律の縛りはありません（経済活動、通年かつ長期、社会通念

上不適切な外出以外）」と明言しました。しかし、まだまだ自治体や事業所の認識が変わっていないことが問題なので、周知方法の改善をさらに迫る必要があります

せいかつほごか
生活保護課

ぶっかこうとう う ばく せいかつじつたい うった
物価高騰を受けて、さらにひっ迫するしょうがいしゃの生活実態を訴えま
した。こうろうしょう かいとう りんじ えんあつぶ せいかく
したが厚労省の回答は、臨時の1000円アップのみでした。正確には、
「ぶっかじょうしょうとう しゃかいけいざいじょうせいとう そうごうてき かんあん れいわ ねんど
「物価上昇等の社会経済情勢等を総合的に勘案し、令和5～6年度にお
いては、りんじてき とくれいてき たいおう ひとりあ げつがく えん けんしょうけっか
いは、臨時的・特例的な対応として、一人あたり月額1,000円を検証結果
による額に加算するとともに、かさん おこな げんがく せたい
加算を行ってもなお減額となる世帯について
げんこう きじゅんがく ほしょう かいとう
は現行の基準額を保障することとしております。」との回答。

もうしょ たいおんちょうせつ えあこん せつやく
この猛暑で体温調節のきかないしょうがいしゃにとって、エアコンを節約
できない、いのち お せつじつ うった かきかさん そうせつ ようぼう たい
命を落とす！切実な訴えである夏季加算の創設の要望に対して、
かき とく こうねつひ あ で た かんが
「夏季に特に光熱費が上がっているというデータはないので、考えていない」
せいかつじっかん はな こうろうしょう かいとう
と、生活実感とかけ離れた厚労省の回答。

げつにゆういん たにんかいごかさん き もんだい たい にゆういん
1か月入院すると、他人介護加算が切られてしまう問題に対して、入院
ちゅう かいごしゃ ひつようせい みな うった どうしょ いりょうきかん たいおう
中の介護者の必要性を皆で訴えました。当初の「医療機関で対応」という
かいとう じゅうどほうもんかいご たいおう たんどうしゃ にんしき へんか もんだい
回答から「重度訪問介護でも対応」と担当者の認識に変化はあるものの問題は
みかいけつ さいご とりで せいかつほごか しせい いのち おびや
未解決。最後の砦の生活保護課がこの姿勢では命を脅かしかねません。

もんかしょう しょうちゅうとうきょういくきょくとくべつしえんきょういくか こうしょう
文科省は、初等中等教育局特別支援教育課との交渉となりました。

こくれん かんこく もと いんくる ーしぶきょういく すいしん か
「国連の勧告に基づき、インクルーシブ教育をどう推進するのか」という課
だい たいもんかしょう とくべつしえんがっこう がつきゅう たよう にーず おう きょういく
題に対して、文科省は、特別支援学校・学級で、多様なニーズに応じた教育
しすてむすす とくべつしえんがっこう がつきゅう はいし く かせ
システムを進める、特別支援学校・学級は廃止しないと繰り返すばかり。

ふつうがつきゅう はい しょうがいじ しえん もと じちたい
普通学級に入りたいという障害児への支援を求めても、「それは自治体が
きもんかしょう けんげん およ いってんば さんかしや わ
決めることで文科省は権限が及ばない」の一点張り。参加者から、分けられて
そだ がっこうたいけん ちいき で へいがい うった ぎろん へいこうせん
育った学校体験と、地域に出たからの弊害を訴えましたが、議論は平行線
いでん いんくる ーしぶ しゃかい めざ ねば づよ はなし つづ
した。インクルーシブな社会を目指して、これから粘り強く話あいを続けて
ひつよう つうかん
いく必要を痛感しました。

がつこうしょう がつ こうしょう きび じりつ
7月交渉をふまえ、9月の交渉では、ますます厳しくなっている自立し
ようがいしゃのせいかつ まも みな ちから あ たたか
ょうがいしゃの生活を守るべく、皆で力を合わせて闘っていきましょう。

さがみはらしじんけんそんちょう じょうれい かしょう せいてい む
「相模原市人権尊重のまちづくり条例（仮称）」の制定に向け、
しせつかいたい だつしせつか もと せいめいぶん
施設解体・脱施設化を求める声明文

ぜんこくこうてきかいごほししょうようきゅうしゃくみあい
全国公的介護保障要求者組合
いいんちょう みついきぬこ
委員長 三井絹子

わたし ぜんこくこうてきかいごほししょうようきゅうしゃくみあい ねんだい しせつ じんけんしんがい
私たち全国公的介護保障要求者組合は、1970年代、施設での人権侵害
うった とちょう ねん げつ すわ こ あと ちいき で とうじしゃ
を訴え、都庁に1年9か月の座り込みの後、地域に出てきたしょうがい当事者
た あ だんたい にほん せいど こんぼん つく ちいき
が立ち上げた団体です。日本のしょうがいしゃ制度の根本を作り、地域でのし
ょうがいしゃの生活保障を常に先導してきました。現在では全国に暮らす
じゅうど も なかま おお かつやく
重度しょうがいを持つ仲間が多く活躍しています。

こんかい さがみはらし じょうれい ほうこうせい ひじょう きょうふ かん
今回、相模原市のまちづくり条例の方向性に非常に恐怖を感じました。

あの「やまゆりえんじけん」が起った、さがみはらし こと
施設解体であり、それぞれのしょうがいしゃが地域の中で当たり前生きる
しせつかいたい ちいき なか あ まえ い
体制を作っていく事です。

じんけん そんちょう い じてん しせつにゅうしょ
そもそもが、人権を尊重すると言った時点で、施設入所させられているし
ょうがいしゃは人権を奪われています。

しせつ と い れ しょくじ きしょう しゅうしん じかん き
施設ではトイレ、食事、起床、就寝すべての時間が決められています。
しせつ い ところ たい かいごたいせい ひとり ふたりくらい しょくいん なんにん
施設と言う所は1対1の介護体制ではなく、1人か2人位の職員が何人もの
しょうがいしゃの世話をし、時間に合わせてトイレや食事などを提供するの
すたいる ほんにん いし ほんえい たど
がスタイルです。ここには本人の意思は反映されることはありません。例えば
と い れ い じかん
トイレは行きたい時間にいきません。

みなさんはトイレに行きたくて我慢させられたことはありますか？

そしてご飯。自分の好きなものは選べません。

ぷらいバシーもありません。すべて管理されている。それが施設です。

しせつがわ い ほんにん いし かがい そんちょう
施設側はこう言います。本人の意思をできる限り尊重していると・・・

管理かんりの中なかのできる限りかぎの尊重そんちょうです。そんなものは人間にんげんが生きる上うえで
必ずかなら誰もが持もっている人権じんけんを尊重そんちょうされている状態じょうたいではありません。

これは施設側しせつがわの努力どりょくとかそういう事ことで解決かいけつする問題もんだいではありません。

施設しせつ自体じたいが問題もんだいなのです。

犯人はんんにんは意思いしを確認かくにんできないしょうがいしゃを殺ころしたと言いったそうですが、

施設しせつではしょうがいしゃの意思いしを無視むしする日常にちじょうが当あたり前まえでそれに慣なれて

しまい、意思いしがないと思おもわれてしまうのです。施設しせつを経験けいけんし、言語げんごしょうがい

で会かい話わの難むずかしい重じゅうど度の私わたしたちは、自じ分ぶんが殺ころされていたかもしれないと言いう

恐怖きょうふをぬぐえません。

施設しせつに入いれたのは親おやです。

殺ころされてからもななお無なき者ものにしている。当事者とうじしゃの思おもいは最さい後ごまで聞きき入いれら

れる事ことはありませんでした。

家いえでは見みられないから施設しせつに入いれた方ほうが幸しあわせだと言いう親おやの言ことばそのものが

排はい除じょであり、ヘイトスピーチへいとスピーチです。

しょうがいがあるからとおきないって、幼しょうかいいころから社き会はなから切みっしつり離はなされ、密みつしつ室しつに

閉とじ込こめて生せい活かつさせられるしょうがいしゃしょうがいしゃは生いきていても

仕しかた方かたがないという事ことを施しせつ設かたちという形たいげんで体たい現げんしてしまようったから、あじけんの様ような事じけん件けん

が起おこってしまったのです。

行ぎょう政せいとしてもこの事じけん件けんを反はん省せいするならば、本ほん人にんの意い思しをきちんきと聞きくべきで

あり、親おやの意い見けんに基もとづいて施し策さくを進すすめる姿しせい勢せいこそ変かえるべきです。それにもか

かわらず事じけん件けんをないがしろにして、グぐルるーーホほーームむという入にゅう所しよ施しせつ設せつを新あらたに

作つくり、分ぶん散さんして建たて替かえています。何なに事ごともなかつたかの様ようにまたしてもしょう

がいおもの重ひとい人たち達かくりしゅうようを隔けい離び収きょう容かして、警にど備おの強お化きをすれば二にど度おと起おきない事じけん件けんと

して解かい決けつしようとする。これでは何なんの解かい決けつにもなりません。このまおやまでは親おやも

行ぎょう政せいも本ほん人にんを無む視しするといてんう点てんでその姿しせい勢せいは犯はん人にんと変かわらないと言いわざる

をえ得えません。

そして施設は地域ではありません。この答申にかかれています相談機関や
すべての市民をなどと言う言葉の中に施設にいる人は含まれてはいません。

やまゆりの人の人権を考へるなら、そしてあんな悲惨な事件を起こした市が
やるべきことは一つしかありません。国連障害者権利委員会の総括所見でも、
グループホームを含む入所の施設収容をきびしく批判しており、相模原市
はこのことを肝に命じ、施設解体・脱施設化への方向性に舵を切るべきです。

しょうがいがあるから特殊な場所で一生を送るという考へ方は捨てましょ
う。施設解体への道筋を示し、地域で人として当たり前前に生きていけるまちづ
くり条例が制定されるよう強く求めます。

【意見】

- ① やまゆり事件の総括・反省を踏まえた条例を求める
- ② 前文に、「脱施設化を見据え」という文言を入れる
- ③ 人権教育の項目に、「インクルーシブ教育を推進する」ことを追加する
- ④ 支援の例として、「地域移行に向けた自立支援」を入れる
- ⑤ 相模原市人権委員会について、救済・制裁処分権限を与える（国への進言）



7月18日、相模原市役所

に市長面会を求め、声明文

を手渡しました。

現在、条例に盛り込むよう

交渉中です。



とうきょうとくにたちし さい かべ なに
東京都国立市② 65歳の壁って何？

とうじしゃ おも し うご みやしたきょう こ
当事者の思いから市が動く／宮下今日子（119）



じぶん せいかつ かいごほけん サービス いこう
“自分らしい生活、が、介護保険サービスに移行することで
うしな かわれることがあってはならないと、三井さん（前列左から二人目）
みつい ぜんれつひだり ふたりめ

しょうがいしゃそうごうしえんほう だい じょう た ほうれい きゅうふとう ちょうせい
「障害者総合支援法」は、第7条で「他の法令による給付等との調整」を
いち たち たと しょうがいふくし かいごほけん るいじ サービス ばあい たほう
位置づけ、例えば障害福祉と介護保険に類似のサービスがある場合、他法で
かいごほけん ゆうせん じりつしえんきゅうふ おこな さだ
ある介護保険を優先し、「自立支援給付」は「行わない」と定めている。つ
まり、しょうがいしゃが65歳になったとき、かいごほけん いこう
障がい者が65歳になった時、介護保険に移行するように書かれてい
る。いわゆる「介護保険優先原則」だ。

ところが、これをめぐってはじゅうどししょう しゃ ちゅうしん ほんたい とな かくち
重度障がい者らを中心に反対を唱え、各地で
ふくさう さいばん あさだそしょう おかやまし ていそ あまがいそしょう ちばし ていそ お
複数の裁判（浅田訴訟：岡山市を提訴、天海訴訟：千葉市を提訴ほか）が起き
ている。あさだそしょう べんごし じょう かいしゃく ふ こ かいごほけんほう
浅田訴訟では、弁護士は7条の解釈に踏み込み、介護保険法と

しょうがいしゃそうごうしえんほう そういてん しゅちょう
障害者総合支援法の相違点を主張するなどし、1審、2審で勝訴している。
くにたちし もんだい かいけつ しょうかい
国立市ではこの問題をどう解決したのかを紹介したい。

ふた きーびす ちが 2つのサービスの違い

かいごほけん さーびす しょう しゃさーびす ちが じゅうどしょう かか
介護保険サービスと障がい者サービスの違いに、重度障がいを抱えなが
らも、ながねん くにたちし じたく く つづ みつきぬこ びんかん せいやく おお
長年、国立市の自宅で暮らし続ける三井絹子さんは敏感だ。制約が多い
かいごほけん さーびす ひと き ちゃ だ つく
介護保険サービスによって「人が来たらお茶を出すことも、おせちを作ること
もできないなら、わたし なかま かぞく こうりゅう あ まえ
私たちは仲間や家族と交流することもできない。当たり前
に暮らす、ふつう せいかつ なぜ せつせつ うった しょう
普通に生活することが何故できないのか」と切々と訴える。障が
いしゃさーびす じつげん じぶん せいかつ かいごほけん さーびす いこう
い者サービスで実現した「自分らしい生活」が、介護保険サービスに移行する
こと うしな みつい うった
ことで失われることがあってはならないと、三井さんは訴える。

じかん し きょうぎ 時間をかけて市と協議

かいごほけん ゆうせん ばあい じぶん せいかつ ふあん
「介護保険が優先された場合に、自分がどういう生活になるのか、不安で
しかた みつい いっしん こうろうしょう くにたちし こうしょう つづ
仕方なかった」と三井さん。その一心で、厚労省や国立市と交渉を続けた。
ようぼう かいごほけん さい ほんにん のぞ ばあい しょう
要望は「介護保険については、65歳になっても、本人が望む場合は、障が
いしゃさーびす かいごさーびす つか どの うんよう
い者サービスのみによる介護サービスを使えるように、これまで通りの運用
をおねが かいごほけん さーびす ばあい しょう しゃ
をお願いする」というもので、介護保険サービスにない場合は障がい者
さーびす つか へいようがた かいごほけん つか
サービスを使ってよいという併用型ではなく、「介護保険は使わないこと」を
もと
求めた。

わたし じぶん かいごほけんてきよう ねんまえ くにたちし はなし
「私は、自分が介護保険適用になる3年前から国立市と話をしてきた。
かいごほけん た ぶぶん しょう しゃさーびす つか い
介護保険では足りない部分は障がい者サービスを使えると言われ、それでい
くしかないのか？ なや ととき いや きも つよ
と悩んだ時もあった。でも嫌だという気持ちが強かった」。
みつい さい かいごほけん にんていちようさ う しょう
三井さんは65歳になっても、介護保険の認定調査を受けず、それまでの障
がいしゃさーびす つか
がい者サービスを使った。

ほんにん しんせい かぎ かいごほけん さーびす てきよう 本人が申請しない限り、介護保険サービスは適用しない

みつい ねん がつ おこな ぎかい ぎいん つう
三井さんらは、2019年の9月に行われた議会で、議員を通じてこの
もんだい しつもん ぎいん しょうがいふくし つか とうじしゃ
問題を質問してもらった。議員は「障害福祉をずっと使ってきた当事者の
かたがた おお さい まえ かいごほけん き ぎょうせい
方々の多くが65歳を前にして、介護保険へと切りかえることを行政から

要請されるのではないかという不安を抱えておられる」と発言。「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」と同条例のある市に突き付ける形になった。

これに対して健康福祉部長の大川潤一さんは「障がい者が65歳になっても、今まで通り障がい者サービスを希望する人は、そのまま継続する。本人が申請しない限りは、介護保険サービスは適用しない」と発言した。

介護保険サービスの強制なし

国立市の決断について三井さんらは、「介護保険が重度障がい者に合わないことを伝え、介護保険を強制しないことを議会で決を採ってくれたことは、私達にとって大きな出来事だった」と話す。行政が制度を押し付けないことに安堵した。

市長の永見理夫さんは、「介護保険の要介護5のサービスでは障がい者の活動的な生活を組立てられない」と言い切る。国立市行政の理解は、当事者との話し合いの積み重ねを経ているが、続けて永見さんは「障がい者運動があって行政が変わってきた。これは間違いない」と力説する。

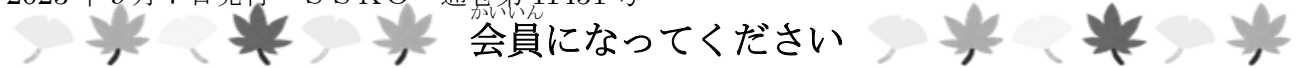
行政が制度を誤解？

三井さんは「全国公的介護保障要求者組合」を作り、全国からの相談に応じているが、他の市区町村の当事者は65歳になることを怯えていると言う。そもそも行政や事業者は、重度訪問介護と介護保険の訪問介護との本質的な違いを理解せず、サービスを縮小しているケースが多くあるという。実は、東京都が「障害サービスに介護保険を準用して考えてよい」と事業者伝えていたことを三井さんらは突き止めた。都は謝罪し、各市町村障害福祉主管課長宛に「重度訪問介護の適切な運用及び支給決定について」という通知を出し、介護保険を準用しない旨を伝えたという。今年の3月19日の話である。

もともと重度訪問介護の原型は、三井さんの兄、新田勲さんが長年の闘いの中で勝ち取った権利であり、制度の不理解に三井さんらは憤る。

1976年2月25日第3種郵便物許可（毎週4回月/火/木/金曜 発行）

2023年9月7日発行 SSKO 通巻第11451号



会員になってください

「全国公的介護保障要求者組合」は、どんなに重いしょうがいがあってもあたりまえに地域で生きられるように、公的介護保障を求めて行政交渉を続けています。これからも各地で困っているしょうがいしゃのみなさんと共闘していきたいと思えます。「組合」の趣旨に賛同していただける方は、ぜひ会員となつて組合を支えてください！

正会員は個人の方に限ります。なお、団体で加入する場合は、賛助会員となりますのでご了承ください。

◇正会員

「組合」の趣旨に賛同し、ともに活動を支えていただける方。

正会員費 5,000円（年間）

（正会員費には機関誌の購読料を含む）

◇賛助会員

「組合」の趣旨に賛同し、主に資金面で協力していただける方や団体。機関紙購読ができます。

賛助会員費 2,000円（年間）

（賛助会員費には機関誌の購読料を含む）

◇郵便振替口座 00130-6-3895

入金に際しては、同封の振り替え用紙をご利用ください。

なお、同封の振り替え用紙は、会費寄付等を強要するものではありません。

【編集後記】

猛暑の厳しい夏が終わらぬ状況ですが、重度しょうがいしゃを取り巻く事態も厳しさを増し、各省庁との闘いが続いています。実りの秋を迎えて、地域生活も交渉が実り、生きやすい状況が創り出せるよう、辛い時もありますが、闘いはいつか実ると信じて仲間とともに継続していきましょう（渡邊由美子）

発行人 しょうがいしゃだんたいいきかんこうぶつきょうかい
障害者団体定期刊行物協会

とうきょうとせたがやくそしがや
東京都世田谷区祖師谷3-1-17-102

編集人 ぜんこくこうてきかいごほしやうようきゆうしゃくみあい
全国公的介護保障要求者組合

とうきょうとくにたちしふじみだい まんしよんたつみかい
東京都国立市富士見台1-41-15マンション辰巳1階

でんわ 電話 042-505-9783 ファックス 042-339-5693

メール kumiai.2daime.k@gmail.com

